7　ペルー共和国政府は、次のものを免除する。
(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの
(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、ペルー共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金であって、ペルー共和国の現行の法令に従い免除されるもの
(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

8　ペルー共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　ペルーの実施機関を通じ、計画に基づく施設の建設及び当該施設の使用における安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月十日にリマで

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩

ペルー共和国経済財政大臣
ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
			コンサルタントに対する支払部分		
1　リマ首都圏北部上下水道最適化計画（第二期）	五十億七千八百万円	一・七	〇・〇一	七年の据置期間の後十八年	七年

2　固形廃棄物処理計画　四十三億九千六百万円　〇・六　コンサルタントに対する支払部分　〇・〇一　五年の据置期間の後十年　六年

3　アマゾナス州地域開発計画　二十九億五百万円　一・六　廃棄物処分場建設部分　一・〇　六年の据置期間の後十四年　六年

総　額　百二十三億七千九百万円　コンサルタントに対する支払部分　〇・〇一

（ペルー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十十二年八月十日にリマで

ペルー共和国経済財政大臣
ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩閣下

○外務省告示第二百九十七号

平成二十四年八月十四日にアンマンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成二十四年八月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ヨルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヨルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十二億三千四百万円（一二、二三四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、人材育成・社会インフラ改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヨルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ヨルダン・ハシェミット王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。
(b)　利子率は、年〇・九五パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。